

(略)

東京都監査委員	大 津	ひろ子
同	高 橋	信 博
同	茂 垣	之 雄
同	岩 田	喜美枝
同	松 本	正一郎

令和2年3月18日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都下水道局が発注した下水道管路内調査工において、新規の参入排除を目的とした談合による不公正な落札業者の選定や手抜き調査等が行われ、都民に損害が及んでいるとして、当該談合を摘発し談合グループ企業の参入を排除することなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

(1) 本件請求における請求人の告発内容について

請求人は本件請求において、下水道管路内調査工における談合等があったとして5項目の告発を行い、必要な措置を求めているが、その告発内容の概要は以下の通りと解される。

ア 1項「平成27年度から30年度まで行われたミラー方式管路内調査工の談合」について（カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの）

ミラー方式管路内調査工の入札に際して、談合グループが協議で落札業者を決め、高落札できるように入札金額を調整して落札させるなどの行為を行った。また、談合グループは局発注量の70%以上を独占するとともに、手抜き調査等により不当な利益を得、なおかつ局積算金額の90%前後で落札して都民に損害を与えるなどした。

- イ 2項「平成22年から平成30年度までの未提出成果品と未洗浄等調査によるミラー方式管路内調査工「作業請負契約書」(かし担保)第27条の履行を無視した局検査員と監督員の告発」について(カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの)

ミラー方式管路内調査工において、請負事業者が成果品を提出しなかったことや仕様書に定められた洗浄を行わずに調査を行ったことに伴う瑕疵担保責任が履行されていない。また、追加の調査業務や調査費用が発生するなどした。

- ウ 3項「令和元年度ミラー方式管路内調査工を官製談合(公契約関係競売等妨害罪)」について(カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの)

下水道局は指名競争入札参加者の選定に際して「等級順位Bランク」中高位業者を指名し、談合グループに集中するよう指導してCランク業者を排除する行為を行い、事業発注において不公正に落札業者を選定するなどした。

- エ 4項「平成22年9月14日度東部第一下水道事務所が関与した官製談合」について(カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの)

平成22年7月22日に東部第一下水道事務所が公示したミラー方式管路内調査工における競争入札4件のうち2件において、当該下水道事務所が特定の事業者の落札等に関与して、不公平な形で落札業者が決まった。

- オ 5項「平成22年度から平成26年度の新規ミラー調査会社参入排除を目的に低落札談札妨害は、独占禁止法違反」について(カギ括弧内は請求書原文のまま表記したもの)

新規ミラー調査会社の参入排除を目的として談合グループが低価格で落札し、独占禁止法違反に該当する不公正な行為を行った。

(2) 上記告発内容等に係る住民監査請求の適格性について

- ア 1項、3項及び5項について

法第242条第1項は、住民監査請求対象事項を財務会計上の行為に限定し、住民に対し、「その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を

認められたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認められたものではないと解するのが相当」であり、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し」（平成2年6月5日最高裁判決同旨）、その際には「住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度」であることを要する（平成16年11月25日最高裁判決同旨）。

本件請求では、提出された監査請求書及び事実証明書の記載等から、下水道管路内調査工において談合が行われた、或いは不当な目的で不公正に落札業者が選定されたとされる事案を他の事項から区別して個別的・具体的に特定することは極めて困難であり、いかなる財務会計上の行為が請求対象行為であるかが認識できる程度に摘示されているとはいえない。

イ 2項について

本件請求では、提出された監査請求書及び事実証明書の記載等から、下水道管路内調査工において、請負事業者の瑕疵担保責任が履行されていないとされる事案を他の事項から区別して個別的・具体的に特定することは極めて困難であり、いかなる財務会計上の行為が請求対象行為であるかが認識できる程度に摘示されているとはいえない。

ウ 4項について

本件請求では、請求対象行為となる事案が個別的・具体的に特定されているといえる。しかしながら、請求期間について、法第242条第2項は、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、同条第1項に定める請求をすることはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。本件請求において請求人は、請求対象事項として平成22年7月22日公示のミラー方式管路内調査工に係る競争入札としているところ、本件請求は1年以上経過して行われており、また、請求期間の1年を経過して本件請求に至った正当な理由について、請求人は本件請求の中で示していない。

以上から、本件請求における5項目の告発事項は、いずれも請求対象事項としての適格性を欠いており、よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不

適法である。